

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 62 号)

令和元年11月20日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市消防局長(以下「実施機関」という。)の行った公文書非公開決定を取り消し、別表で非公開とすべき情報として掲げた部分を除き、公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成30年10月4日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

平成30年7月12日(木)夕方、大津市立南郷中学校男子ソフトテニス部所属の2年男子が、部活動顧問の教諭から、校舎周りを80周走れと指示され、9周走ったところで倒れ、脱水症状及び熱中症で救急搬送されるに至った事件の救急搬送に係る受信記録、報告文書、報告書作成のための被害者、学校及び病院関係者からの聞き取りメモ等全ての文書

2 実施機関の決定

平成30年10月17日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として当該救急搬送に係る救急出動報告書、救急活動記録及び指令書(以下「本件公文書」という。)を特定した上、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公文書の全部を非公開とする公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

平成31年1月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 非公開部分には、平成30年9月に教育委員会事務局により公開されている市立中学校体罰事案等報告書(以下「体罰報告書」という。)に記載のある情報(事故日、事故発生場所等)が含まれている。
- 2 「事故日」、「事故発生場所」等は公知の事実であり、条例第7条第1号には該当しない。
- 3 非公開理由に該当しない情報を含む文書を部分公開せず、全て非公開とすることは、条例第7条(公文書の公開義務)及び第8条(部分公開)の趣旨に反しており違法である。

- 4 実施機関は、請求対象公文書が、「当然ながら、これらは公開することが予定されているものではない。」と弁明するが、大津市消防救急活動規程には公開を禁止する条項はなく、法的根拠が示されていない。
- 5 実施機関は、「自身の救急出動報告書等が意に反してみだりに公開されることは望んでいないであろうし、公開されることはないものと期待しているものと考えられる。これを公開された場合、精神的苦痛を受ける可能性が極めて高いと判断した」と弁明するが、体罰報告書では、当該生徒が教諭から受けた暴言等の精神的苦痛を受ける可能性が極めて高い内容が記載されており、教育委員会の判断と著しく異なっている。

また、「望んでいないであろう」、「期待しているものと考えられる」という憶測が判断の根拠とされており、不適切である。
- 6 条例第3条では、「個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定しているが、審査請求人は、この事案を傷害事件として刑事告発することを目的として、本件公開請求を行ったのだから、みだりに公開することには当たらない。
- 7 他県で発生した教員による体罰事件について、体罰事故の原因究明や予防に資するという公益性を考慮し、個人識別情報の保護に留意しつつ、体罰事故の原因や概要が判る情報については可能な限り公開されるべきと判断されている。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 請求対象公文書は、救急事案ごとに救急隊員が活動を行った業務報告として作成し、覚知日時や出動時刻等の活動時間、発生場所、発生状況、傷病者氏名、生年月日、年齢、性別、住所、搬送医療機関名のほか、生体反応等の観察結果が詳細かつ包括的に記録されている。当然ながら、これらは公開することが予定されているものではない。
- 2 審査請求人は、本件公文書に記載されている情報の一部が体罰報告書によって公にされていることから部分公開が妥当ではないかと主張する。しかし、救急搬送された事実自体が、通常は他人に知られたくない事柄であり、内容の一部が他で公になっているとしても、自身の救急出動報告書等が意に反してみだりに公開されることは望んでいないであろうし、公開されることはないものと期待していると考ええる。これを公開された場合、精神的苦痛を受ける可能性が極めて高いと判断した。
- 3 条例第3条では、心身の状況等の個人生活に関する一切の情報は、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを定めており、その趣旨に則って非公開と判断した。
- 4 審査請求人は、「救助出動報告書」が非公開とされたと主張し、様式を添付しているが、非公開としたものは「救急出動報告書」である。「救助出動報告書」は、救急出動の際に作成するものではない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書のうち、救急出動報告書及び救急活動記録は、救急出動の際の救急隊員が活動を行った業務報告書として作成され、指令書は、救急出動の際の指令内容を記載するものである。これらの文書には、活動時間、出動先、救急隊員氏名、傷病者氏名、生年月日、年齢、性別、職業、住所、電話番号、傷病の程度や体温等の生体兆候等が記載されている。

2 本件公文書の全部を非公開としたことの妥当性について

条例第3条は、「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。」と実施機関の責務を規定している。これは、条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、請求に係る公文書を公開しなければならないという原則公開の観点から条例を運用する情報公開制度の下においても、社会通念上、一般的に知られたくないと考えられる個人に関する情報については最大限に保護されるべきであることを明らかにしたものである。

条例第8条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならないと規定し、同条第2項は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないときは部分公開することを規定している。

本件公文書には、個人の救急搬送に関する情報が記載されており、その内容には身体の状況に密接に関わる情報を含み、これらは社会通念上、一般的に知られたくない個人に関する情報に該当すると考えられる。

実施機関が、本件公文書は公開することが予定されておらず、救急搬送された事実自体が、通常は他人に知られたくない事柄であり、その一部分であっても公開されることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとして本件公文書の全部を非公開としたことについては理解できないわけではないが、当該救急搬送については、発生当時広く新聞報道等がされ、大津市教育委員会が、平成30年9月に公表した体罰報告書には、発生日時、発生場所、生徒の学年、部活動名及び発生時の状況が記載されており、これら特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて部分公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

なお、部分公開する場合は、条例第3条の趣旨に則り、個人の権利利益を侵害することのないよう配慮して条例第7条に掲げる非公開情報の範囲を判断する必要があるので、以下に検討する。

3 本件公文書に記載されている情報の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできない

が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

本件公文書に記載されている情報のうち、傷病者氏名、生年月日、年齢、性別、職業、住所、電話番号等については、特定の個人を識別することができる又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当すると認められる。

また、主訴、症状、傷病程度、処置内容、使用資機材、所見等傷病者の身体の状況に関する情報、医療機関名及び医療機関名の特定に繋がる情報(医師名、搬送距離、総走行距離)については、個人の身体に係る極めて私的な情報であり、特定の個人を識別することはできないが、なお公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

しかし、条例第7条第1号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、同号本文に該当する場合であっても非公開情報から除くと規定している。

ここに、「慣行として」とは、慣習法とまではいえないまでも、事実上の慣行として公にされていることをいい、「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれる情報をいう。また、「公にすることが予定されている」とは、公開請求時点では公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報のことをいい、これには、求めに応じて何人にも情報の提供を行うことを予定している場合も含まれると解される。

そこで、非公開情報から除かれるべき情報がないか検討する。救急搬送に関する情報のうち、発生日時、中学校名、学年、部活動名、当日の状況等は体罰報告書に記載され、年齢は大津市の他の実施機関が公文書公開請求に対して公開した公文書に記載されている。

体罰報告書は、大津市教育委員会によると、平成30年9月から平成31年3月までホームページに掲載されていたが、当審査会が、事務局を通じて大津市教育委員会に問い合わせたところ、掲載終了後であっても公開の請求があれば全部公開することなので、そこに記載された情報は公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえる。また、条例第5条は、何人も公文書公開請求をすることができる」と規定しており、公文書公開請求に対して公開した文書に記載された情報は、公にすることが予定されている情報であるといえる。

以上のことから、本件公文書に記載された個人の救急搬送に関する情報のうち、体罰報告書に記載された情報及び他の実施機関が公開した公文書に記載されている情報は、条例第7条ただし書アに該当すると認められる。

さらに、救急隊員等の大津市職員の氏名については、職員録等で公にされており、同ただし書に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月 8日	諮問書の受理
令和元年 7月19日	審査請求の概要説明 実施機関からの事情聴取
令和元年 8月23日	審議
令和元年 9月19日	審議
令和元年10月31日	審議
令和元年11月20日	答申

別表

公文書の名称	非公開とすべき情報
救急出動報告書	傷病者氏名、生年月日、住所、応急手当実施者、処置内容、使用資機材、搬送医療機関名、搬送距離、総走行距離、傷病者の身体の状態
救急活動記録	住所、傷病者氏名、生年月日、電話番号、既往症、傷病者の身体の状態、医療機関名、医師名、処置の内容
指令書	氏名、生年月日、住所、電話番号、搬送距離、総走行距離、傷病者の身体の状態